

【CLOメルマガ】電子取引に係るデータ保存

～まだ間に合う!?改正電子帳簿保存法への対応～

弁護士法人中央総合法律事務所 メールマガジン（第27号）

弁護士法人中央総合法律事務所では、主として名刺交換をさせていただいた方を対象とし、有用な法律情報等をお知らせすべく定期的にメールマガジンを発行させていただいております。

コロナ禍により生じた社会変革の一つとして、デジタル化の推進ということが挙げられます。法務に関連することとしては、電子署名や電子契約の普及を思い浮かべる方も多いのではないのでしょうか。それらについては、「電子文書の活用に向けた法的検討」というコラムでも解説いたしましたが、今回は、それと関連する事項として、電子帳簿保存法に基づく電子取引に係るデータ保存について取り上げます。

電子帳簿保存法は令和3年に改正され、令和4年1月1日から改正法が施行されていますが、その一方に対応が間に合わない企業も多数あったほか、中小企業において制度の認知が十分に進んでいないことから、令和5年12月31日までは一定の要件のもとで改正後の要件によらない保存を認めるという措置が設けられることとなりました(これを「宥恕(ゆうじょ)措置」といいます。)

このコラムでは、改正法のもとで求められるデータ保存の要件と、宥恕措置の内容を解説します。

全文ご覧いただくにはこちらの URL から

・「電子取引に係るデータ保存～まだ間に合う!?改正電子帳簿保存法への対応

～」

(<https://www.clo.jp/column/3238/>)

~~~~~

<この記事に関するお問い合わせ先>

弁護士 高橋 瑛輝 ([takahashi\\_e@clo.gr.jp](mailto:takahashi_e@clo.gr.jp))

~~~~~

※本メールマガジンは、主として弊事務所弁護士と名刺を交換した方に送らせていただいております。

※本メールアドレスは送信専用のメールアドレスです。このメールに返信しないようお願いいたします。

【配信停止・お問い合わせについて】

今後、本メールマガジンの配信停止をご希望の方、メールアドレスの変更その他お問い合わせがございましたら、大変お手数ではございますが、下記メールアドレスまでご連絡ください。

(clo_mlstop@clo.gr.jp)

.....

弁護士法人中央総合法律事務所 (<https://www.clo.jp/>)

(大阪事務所)

〒530-0047 大阪市北区西天満 2 丁目 10 番 2 号 幸田ビル 11 階(受付 5 階)

TEL:06-6365-8111 FAX:06-6365-8289

(東京事務所)

〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-3 日比谷国際ビル 18 階

TEL:03-3539-1877 FAX:03-3539-1878

(京都事務所)

〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町 8 番 京都三井ビル 3 階

TEL:075-257-7411 FAX:075-257-7433

Copyright (C) Chuo Sogo Law Office, P.C.

All Rights Reserved.

.....